

令和4年度

# 財政援助団体等監査報告書

〔財政援助団体〕

社会福祉法人

あきる野市社会福祉協議会

〔所管課〕

健康福祉部福祉総務課

あきる野市監査委員





あ監発第72号  
令和5年3月28日

あきる野市長 中嶋博幸 殿

あきる野市監査委員 在原一憲  
あきる野市監査委員 子籠敏人

令和4年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり結果報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により、通知願います。

## 第1 監査の根拠

地方自治法第199条第7項の規定による監査

## 第2 監査の種別

財政援助団体等監査

## 第3 監査の対象

財政援助団体：社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）

所 管 課：福祉総務課

## 第4 監査の範囲

主として令和4年度に執行された社会福祉協議会補助金に関する対象団体における出納その他の事務及び所管課における令和4年度の当該補助金に関する事務

## 第5 監査の期間

令和5年1月18日から令和5年3月27日まで

（監査委員による説明聴取日 令和5年3月6日）

## 第6 監査の方法

あきる野市監査基準に基づき、財政援助団体及び所管課に係る資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、その他必要と認めた方法により、次に掲げる事項を監査の主眼として、監査を実施した。

### 1 財政援助団体

- （1）事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符号するか。
- （2）補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- （3）事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。  
また、補助金が補助対象以外に流用されていないか。
- （4）出納関係帳票の整備、記帳は適正か。

- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。

## 2 所管課

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

## 第7 提出を求めた資料

### 1 財政援助団体

- (1) 履歴事項全部証明書（登記簿の写し）
- (2) 定款
- (3) 評議員及び役員選任規程
- (4) 会員規程
- (5) 組織図
- (6) 補助金に係る通帳の写し
- (7) 令和3年度事業計画・予算書及び事業報告・決算書
- (8) 令和4年度事業計画・予算書
- (9) 補助金の補助事業経費に係る資金収支計算書及び総勘定元帳の写し

### 2 所管課

- (1) 補助金交付根拠関係（条例、条例施行規則及び補助基準の決裁）の写し
- (2) 令和3年度及び令和4年度補助金交付申請関係（決裁、補助金交付申請書、

理由書、事業計画書、収支予算書及び財産目録)の写し

(3) 令和4年度補助金交付決定関係(補助金交付決定通知書)の写し

(4) 令和4年度補助金事業計画変更承認申請関係(決裁、理由書及び収支予算書)の写し

(5) 令和4年度補助金事業計画変更承認決定関係(決裁、理由書及び収支予算書)の写し

(6) 令和3年度事業実績報告関係(決裁、事業実績報告書、収支決算書及び事業実施状況報告書)の写し

## 第8 財政援助団体の概要

### 1 組織の目的

「社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会定款」(以下「定款」という。)第1条において、「この社会福祉法人は、あきる野市における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。」と規定している。

### 2 事業概要

定款第2条において、組織の目的を達成するために次の事業を行う旨を規定している。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) (1) から (3) までのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

(6) 共同募金事業への協力

(7) 老人居宅介護等事業の経営

(8) 障害福祉サービス事業の経営

(9) 福祉サービス利用援助事業の経営

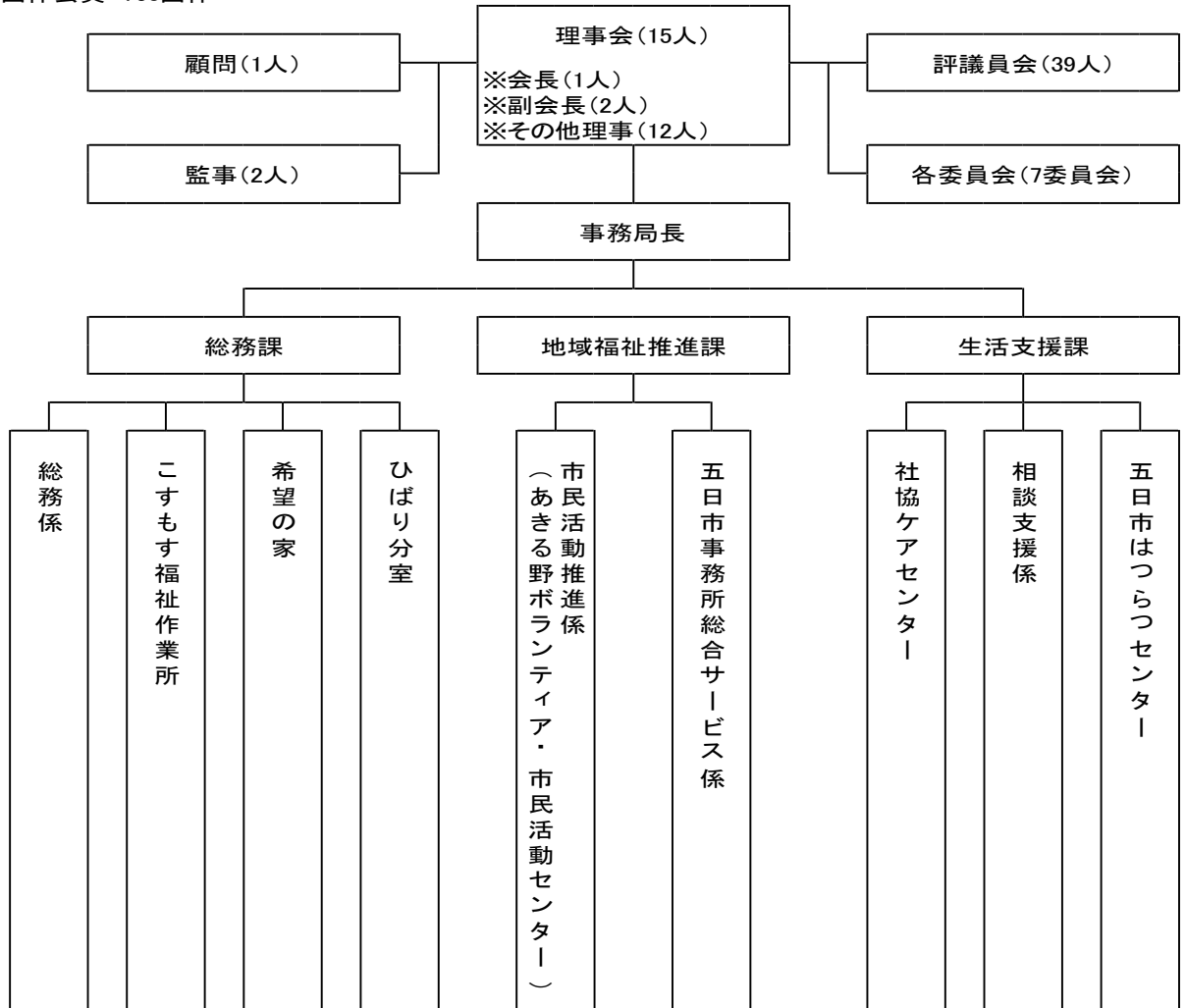
(10) 生活福祉資金貸付等相談事業の経営

(11) 生活支援体制整備事業

(12) その他この法人の目的達成のため必要な事業

### 3 組織図 (令和4年4月1日現在)

※個人会員 13,205世帯  
※団体会員 760団体



### 4 事務局職員の人数 (令和4年4月1日現在)

職員数 96人 (事務局長 1人、課長 3人、管理職以外の職員 19人、管理職以外の非常勤職員等 73人)

## 第9 財政援助の状況

### 1 補助金の概要

#### (1) 補助金交付の目的

地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である社会福祉協議会に対し、合理的・効果的な事業の推進と財政基盤の強化のため補助金を交付する。

(2) 補助金交付の根拠

- ア あきる野市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（平成7年9月1日条例第66号）
- イ あきる野市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（平成7年9月1日規則第46号）
- ウ あきる野市社会福祉協議会補助金に係る補助基準の改定について（令和3年2月16日付市長決定、令和3年4月1日施行）

(3) 補助対象事業

- ア 法人運営事業
- イ 地域福祉事業
  - (ア) 高齢者クラブ支援事業
  - (イ) 小地域福祉活動事業
- ウ 在宅福祉事業
  - (ア) 家事援助サービス事業
  - (イ) 移送サービス事業
  - (ウ) ふれあい食事サービス事業
- エ ボランティア活動推進事業

(4) 補助対象経費

- ア 補助対象経費については、正職員及び非常勤職員の人件費とし、その内容は次のとおりである。
  - (ア) 正職員の給料、諸手当及び法定福利費（管理職手当及び管理職の法定福利費、あきる野市職員の公益法人等に関する条例の規定に基づき派遣する職員に係る人件費を除く。）
  - (イ) 非常勤職員の賃金等、諸手当及び法定福利費（管理職手当及び管理職の法定福利費を除く。）
  - (ウ) 補助対象事業のアにおける正職員の法定福利費を除く。
- イ 補助対象経費の対象となる正職及び非常勤職員は次のとおりである。
  - (ア) 法人運営事業
    - 事務局長、障害者雇用職員、正職員（総務担当）及び非常勤職員（経理担当コーディネーター、施設管理担当コーディネーター）



(イ) 地域福祉事業

a 高齢者クラブ支援事業

正職員（高齢者クラブ事務局担当）及び非常勤職員（活動支援担当  
コーディネーター）

b 小地域福祉活動事業

正職員（小地域福祉活動事業担当）及び非常勤職員（小規模地域福  
祉活動担当コーディネーター）

(ウ) 在宅福祉事業

正職員（在宅福祉事業担当）及び非常勤職員（家事援助担当コーデ  
ィネーター、ふれあい食事担当コーディネーター、移送担当コーデ  
ィネーター、栄養士）

(エ) ボランティア活動推進事業

正職員（ボランティア活動推進事業担当）及び非常勤職員（ボラン  
ティア担当コーディネーター）

(5) 補助金額

補助対象経費と市の予算額を比較し、少ない額を補助金額とする。

令和4年度補助金交付決定

補助金 75,847,000 円（補助対象経費 79,520,000 円）

令和3年度補助金実績報告（補助金確定）

補助金 75,847,000 円（補助対象経費 79,041,901 円）

2 令和4年度財政援助の状況

(1) 補助金交付申請関係

補助金交付申請日 令和4年4月22日

補助金交付申請額 75,847,000 円

(2) 補助金交付決定関係

補助金交付決定日 令和4年5月6日 あ健福収第34号

補助金交付決定額 75,847,000 円

(3) 事業計画変更承認申請関係

事業計画変更承認申請日 令和4年10月5日

補助金交付決定額に変更なし

#### (4) 事業計画変更承認決定関係

事業計画変更承認決定日 令和4年10月7日 あ健福収第105号  
補助金交付決定額に変更なし

#### 第10 令和4年度補助対象事業の実施状況（令和4年12月末現在）

別紙 補助対象事業の実施状況のとおり

#### 第11 監査の結果

あきる野市から社会福祉協議会に対して交付された補助金について、社会福祉協議会における同補助金に関する出納その他の事務及び所管課における同補助金に関する事務について、「第6 監査の方法」に掲げた主眼に基づき監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

ただし、一部改善及び検討等を求める事項が見受けられたので、以下のとおり記述する。

##### 1 補助対象経費の明確化について

補助金の交付申請及び実績報告に示された補助対象経費の法定福利費については、退職給付引当金が含まれて算出されている。

法定福利費とは、企業等が福利厚生のために支払う費用のうち、法律で義務づけられているものであり、退職給付引当金は、法律で義務づけられているものではないが、人に関わる経費であることから、補助対象経費の法定福利費と見なし、事務処理されている。

この事務処理について、退職給付引当金を補助対象経費とする明確な基準の整理を検討されたい。

##### 2 補助金の申請及び実績報告（以下「申請等」という。）の手続きの規定について

本補助金の申請手続きについては、あきる野市社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例及び同条例施行規則（以下「条例等」という。）において規定されている。しかし、実績報告の手続きは、条例等ではなく補助金の基準に規定され、また、実績報告を審査し、補助金を確定及び精算する事務については、条

例等及び基準において定められていないものの運用の中でその事務処理が行われている。

しかし、申請等の手続きが条例等と基準に分かれて規定されている状態は、その手続きを把握する上で効率的ではない。また、実績報告による補助金の精算事務については、重要な事務であるため明確な規定が必要と考える。

これらのことから、条例等の規定の整備を検討されたい。

### 3 補助金の支払処理について

本補助金の支出は、5月と10月に行われている。しかし、第9財政援助の状況1（4）のとおり補助対象経費は、人件費であることに鑑みると、市の財政面からも、月ごと、また四半期ごとなどのより細やかな支出も可能と考える。支払方法については、福祉総務課と社会福祉協議会とで協議されたい。

### 4 余剰金に対する補助制度のあり方について

社会福祉協議会は、地域福祉保健計画の推進において欠くことのできない役割を持つ公益性の高い非営利の民間団体である。このため、市は、社会福祉協議会への補助を行っているが、民間の社会福祉団体であることに鑑み、補助金の依存が少なく自立性の高い法人運営を求めている。

このことから、本補助金の補助対象経費は、自立性を促す観点から第9財政援助の状況1（4）のとおり定められているが、次年度繰越金などの余剰金については、補助金額の算定に影響を及ぼしていない。

社会福祉協議会が基金として積み立てる金額以外の余剰金については、自己財源として事業経費である補助対象経費に活用されることが望ましいと考えることから、余剰金に対する補助制度のあり方について検討されたい。

### 5 補助金の適正化について

社会福祉協議会への補助金は、地域福祉の増進に寄与するもので、その必要性は理解するところである。一方、補助金とは、当該団体が最低限必要な金額を自立するまでの期間に限り支出するものであることから、社会福祉協議会は、補助金からの自立の促進に努めなければならない。

福祉総務課については、毎年度、社会福祉協議会との協議による補助対象経費などの補助金内容の精査に加え、社会福祉協議会に対して、その運営や事業実施が自立して行えるよう自主財源の確保等の指導や助言しているとのことだが、社会福祉協議会の運営や事業の状況は変化することから、自立性の観点において補助金額が適正であるか、また、その補助金が効率的、効果的に活用されているかを継続して検証し、補助金の適正化を図られたい。

## 補助対象事業の実施状況（令和4年12月末現在）

**1 法人運営事業**

法人の運営に付随する理事会及び評議会の運営、人事及び給与の処理、予算決算に関する事務、定款や規程等に関する事務などを行う。

**(1) 組織運営事業**

## ア 会議等の開催

理事会3回、評議員会2回、監査1回、役員等選出委員会1回、  
広報委員会4回、地域福祉活動推進委員会1回

## イ 寄附金（物品）等の收受

寄附金48件（5,027,582円）、寄附物品113件

## ウ 社福祉協議会員の募集

個人会員12,482世帯、団体会員732団体

**(2) 調査・研究事業**

## ア 職員研修

日本ヒューレット・パカード合同会社新入社員研修外40研修に参加

**(3) 普及宣伝事業**

## ア 広報紙「あいネットあきる野」発行5回

## イ F a c e b o o kによる情報発信7回

**2-1 地域福祉事業（高齢者クラブ支援事業）**

市内40の高齢者クラブで組織するあきる野市高齢者クラブ連合会の事務局を担当し、会議等の開催、軽スポーツ・健康増進事業、文化事業、親睦事業、社会奉仕事業、女性委員会事業を行う。

**(1) 高齢者クラブ支援事業**

## ア 会議等の開催

定期総会1回（書面開催）、三役会12回、理事会12回（内1回は書面開催）、  
研修会1回

## イ 健康増進事業

棒体操講習会2回

## ウ 文化事業

会報発行2回、文化展1回

## エ 社会奉仕事業

支え合い募金実施

## オ 女性委員会事業

手芸教室1回、映画上映会1回

**2-2 地域福祉事業（小地域福祉活動事業）**

市内の町内会・自治会に協力を得てふれあい福祉委員会を設置し、地域の人たちが繋がりを持つよう「声かけ・見守り・訪問活動」を行う。

**(1) 小地域福祉活動事業**

## ア ふれあい福祉委員会運営への支援

- (ア) ふれあい福祉委員会の設置  
78 の委員会を設置（委員数 407 人）
- (イ) ふれあい福祉委員会への助成金交付  
75 の委員会に助成金を交付（助成金交付額 4,560,000 円）
- イ ふれあい福祉委員会連絡協議会への支援
  - (ア) 会議等の開催  
全体会議 1 回、正副会長会議 3 回、地区代表者会議 3 回、地区会議 6 回、  
新任研修会 2 回、地区研修会 6 回、  
事務局との連絡会（ふれあい福祉委員会新規立ち上げ支援）

### 3-1 在宅福祉事業（家事援助サービス事業）

社会福祉協議会会員で、高齢、身体の障がい、疾病、出産等により日常生活を営む上で援助を必要とされる方に、市民の有償ボランティアが清掃、洗濯、買い物、食事作りなどを行う。

- (1) 家事援助サービス事業
  - ア 利用状況  
利用者数 260 人、延べ利用回数 812 回

### 3-2 在宅福祉事業（移送サービス事業）

社会福祉協議会会員で、高齢、身体の障がい、疾病等により移動が困難で、公共交通機関等を利用できず、送迎の援助を必要とされる方に、市民の有償ボランティアが社会福祉協議会の車両を用いて、病院などへの送迎を行う。

- (1) 移送サービス事業
  - ア 利用状況  
利用者数 567 人、延べ利用回数 1,823 回

### 3-3 在宅福祉事業（ふれあい食事サービス事業）

70 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯、障がい者世帯等で、自宅で調理が困難な方を対象に、市民ボランティアの協力により、見守りを兼ねた週 1 回の昼食の配食サービスを行う。

- (1) ふれあい食事サービス事業（利用者負担 1 食 500 円）
  - ア 利用状況  
実施回数 70 回、提供食数延べ 4,764 食
  - イ 調理ボランティアの状況  
登録団体数 7 団体、登録者数 88 人、活動者数延べ 760 人
  - ウ 配食ボランティアの状況  
登録団体数 4 団体、登録者数 55 人、活動者数延べ 1,292 人
  - エ 食事サービスボランティア団体への助成金の交付  
交付団体 11 団体（交付金額 55,000 円）
  - オ 栄養管理講習会等への参加  
1 回

## 4 ボランティア活動推進事業

ボランティア・市民活動に多くの市民が自発的に参加できるよう各種情報を収集を行うとともに、あきる野ボランティア・市民活動センターが広く認知されるように、市民と一体となった事業の企画、啓発講座の開催、PR活動を行う。

(1) ボランティア活動推進事業

ア ボランティア・市民活動への啓発

- (ア) 子育て支援活動に関する啓発活動等の講座、講演会等の開催  
子育て応援講座1回、障がい理解と子育て支援のふれあいフェスタ1回、  
子育て応援団体紹介パネル展示1回、子育て応援ネットワーク会議5回、  
子育て応援ネットワーク世話人会4回
- (イ) 地域支援活動に関する啓発講座等の講座、講演会等の開催  
調理ボランティア養成講座1回、男性料理教室1回、  
サンタクロースボランティア事業2回、ミニ門松づくり教室2回、
- (ウ) ボランティア・市民活動団体及び西多摩ブロック各社協等との共催事業  
「秋川流域サマーフィルムフェスタ2022」2回
- (エ) 夏！体験ボランティア事業  
申込者数205人、延べ参加者数385人

イ ボランティアの相談、情報発信、連携

- (ア) ボランティアの相談  
相談件数56件
- (イ) ボランティア情報等の発信  
ボランティア情報誌の発行4回
- (ウ) 西多摩ブロック各社協ボランティアセンター等との連携  
西多摩ブロックボランティア担当者会議3回、  
西多摩ブロックボランティア担当者講習会1回

ウ ボランティア・市民活動団体等の登録、支援

- (ア) 団体等の登録  
35団体
- (イ) ボランティアルーム貸出実績  
利用団体数112団体、延べ利用回数220回、延べ利用人数1,637人
- (ウ) ボランティア・市民活動事業費助成  
事業費助成総額 150,000円  
※助成団体及び事業内容  
愛の星合唱団「愛の星合唱団 第11回ふれあいコンサート」、  
あきる野にぼうけん遊び場をつくる会「乳幼児期の子育て、乳幼児教育に精通した人の講演会」

エ 個人ボランティアの登録

- (ア) ボランティアの登録  
登録数26人

オ 演芸ボランティア（趣味活動を通じたボランティア活動（施設慰問等））の登録

- (ア) 演芸ボランティアの登録  
登録数72件（団体及び個人）

カ ボランティア活動保険等の受付

- (ア) ボランティア活動保険

受付件数 127 件、加入人数 1,503 人

(イ) 行事保険

受付件数 73 件、加入人数 2,687 人

(ウ) 行事保険（当日対応型）

受付件数 13 件、加入人数 970 人

キ 福祉喫茶もろこし畑への支援

あきる野市内の障がい者の自立及び社会参加を促進するため、秋川ふれあいセンターに設置する福祉喫茶をあきる野市障害者団体連絡協議会と協働で管理した。

なお、昼食時の音楽ボランティアのコーディネートは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止してる。

ク 障がい者団体保険加入への支援

(ア) 賠償責任保険及び傷害保険への加入

加入団体 6 団体、加入者数 208 人